

認定こども園武雄くらら園園則（運営規程）

平成30年4月1日適用

社会福祉法人新光会

## 認定こども園武雄くらら園則兼運営規程

### (施設の目的)

第1条 この規定は社会福祉法人新光会が（以下「本法人」という。）が、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77条（以下「認定こども園法」という。））に基づき設置する幼保連携型認定こども園武雄くらら園（以下「本園」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この規定は、認定こども園法施行規則第16条に基づく園則を兼ねる。

幼保連携型認定型こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、子供たちが人として豊かな心と身体をはぐくみ、一人ひとりの持っている力を引出し、伸ばしていけるように、友達と一緒に生活し、遊び充実した時間を過ごすことができる快適な場所でありたいと願い、環境（人・人物・自然）に配慮して、子供たちの主体的、創造的活動を促すとともに、集団生活や自然体験学習、芸術（スポーツ・音楽・絵画など）活動を通して、思いやりの心や社会性を身につけ、生きる力の基礎を養うとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

第2条 <名称及び所在地>

当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 幼保認定型認定こども園 武雄くらら園と称する。
- (2) 所在地 佐賀県武雄市山内町大字鳥海 9681-1 番地

### (運営の方針)

第3条 <保育目標・教育目標>

本園は、認定こども園法及びこども子育て支援法（平成24年法律第65号）児童福祉法に基づいて、乳幼児（以下「園児」という。）教育保育事業を行い、教育・保育の一体的な提供を通して、その心身の健やかな育成に最もふさわしい生活の場を提供するものとする。

2 本園は、認定こども園法及びその他関連法令に則り、園児の処遇に万全を期し、正しい愛情と知識と技術をもって、心身の健全な発達が助長されるよう努力する。

3 本園の教育・保育の目標はつぎのとおりとする。

- (1) 心身共に健康で、幸福な生活のために必要な基本的な生活習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る。

- (2) 身近な人々に興味や親しみを持って生活する中で、自立心を育み、人とかかわる力を養う。
- (3) 日常の会話や絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導き、教えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育成する。
- (4) 様々な環境に好奇心や探究心を持って自らが関わりを持って生活する力を育成する。
- (5) 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。
- (6) 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて心身の健康を育成する。
- (7) 本園は、「武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める。条例武雄市条例第22号21条及び第22条こども子育て支援法武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める配置基準以上で事業を実施する。」

#### (入園資格)

第4条 当園に入園することができる者は、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

#### (提供する教育・保育の内容)

第5条 本園は、前条の目的を達成するため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育・保育を提供するものとする。

2 通常提供する教育・保育のほかに、以下の教育・保育を行う。

- (1) 延長保育・・・申請し、園長の許可が必要
- (2) 長時間延長保育・・・申請し、園長の許可が必要
- (3) 一時保育・・・申請し、園長の許可が必要
- (4) 障害児保育・・・園長が総合的に判断し、許可が出た場合。
- (5) その他の教育保育に係る行事等

3 本園は、子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用負担の可否等によって差別的扱いをせず、特別の支援を要する家庭の子どもや特別な配慮を要する子どもの利用が排除されることのないよう、十分な配慮をもって運営するものとする。

#### (子育て支援相談事業)

第6条 当園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育保育方針、成長及び

園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園便りなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

- 2 当園は、子育て支援事業として、次の事業を実施する。
  - (1) 子育て支援相談事業（臨床心理士による相談業務月1回）
  - (2) 預かり保育事業
  - (3) 子育て講座（家庭教育学級）

#### （職員の職種、員数及び職務内容）

第7条 当園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、佐賀県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（武雄市条例第22条第21条及び第22条こども子育て支援法武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。特定施設号。以下「市設備基準条例」という。）で定める配置基準以上で、かつ武雄市で教育・保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

- (1) 施設長（園長）（常勤専従） 1人

園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。

- (2) 副園長 1人

副園長は、園長の補佐し教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営に協力を行う。

- (3) 教頭 1人

園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に教育・保育を実施する。  
保育計画の立案や支給認定保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士等を統括する。

- (4) 主幹教諭 2人

教頭を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に教育・保育を実施する。

- (5) 保育教諭（常勤専従） 22人

保育士は、教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。

- (6) 調理員 4人（常勤専従 4人、全員栄養士・調理師有資格者、内管理栄養士1名）

栄養士は、子供の発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、園全般の食育に関する活動を行う。

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。

(7) 園医 1人

園医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(8) 園歯科医 1人

園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う

(9) 薬剤師 1名

園薬剤師は園保健計画及園完全計画の立案への参与。環境衛生検査、環境衛生の維持及び改善、使用する医薬品等の管理に関し必要な指導助言等行う。

(7) 看護師 1人

看護師は、子供の健康管理（投薬管理）と当園全般の環境衛生管理に関する指導助言、園児や職員及び保護者への相談・助言を行う。

(8) 事務職員・(保育教諭兼務) 1人

園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

(9) 保育助手 1～2名

(10) 運転手 2人

(学年及び学期)

第8条 当園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

**(教育・保育の提供を行う日)**

第9条 当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

2 支援法第19条第1項第1号の子ども（以下「1号子ども」という。）への教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

(1) 土曜日の午後

(2) 夏季休業 8月13日から8月21日まで

(3) 冬季休業 12月29日から1月3日まで

(4) 学年末休業 3月24日から3月31日まで

### (教育・保育を提供する時間)

第10条 保育を提供する時間は次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に関する教育時間

当園が定める次の時間帯とする。

月曜から金曜まで8時から16時まで

土曜日は12時までとする。

但し、7時から19時までの範囲内で預かり保育・延長保育を実施する。

月曜日～土曜日 7時00分から午後19時00分までとする。

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～金 午前7時00分から午後18時00分までとする。

土 午前7時00分から午後18時00分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間（11時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～金 午前8時00分から午後16時00分までとする。

土 午前8時00分から午後16時00分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間（8時間）の間に延長保育を提供する。

(4) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金 午前7時00分から午後19時00分までとする。

土 午前7時00分から午後19時00分までとする。

### (利用料その他の費用等)

第11条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、当園に支払うものとする。

2 武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（以

- 下「市運営基準条例」という。)により、当園の教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる費用については、支給認定保護者から費用の負担を受けるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、別表2に掲げる当園の特定教育・保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者から実費の負担を受けるものとする。

◆別表1・2参照

第12条 (利用定員) 150名

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	30人		
2号定員				20人	20人	20人
3号定員	12人	24人	24人			

(入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項)

- 第13条 当園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた1号子どもから当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。
- (1) 利用定員に空きがない場合
  - (2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合
  - (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合
- 2 1号子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。
- (1) 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。
  - (2) 家族及び親族の場合は、前号の次に優先して入園させる。
  - (3) その他の者は先着順（抽選、面接等）により選考し、入園させる。
- 3 支援法第19条第1項第2号の子ども（以下「2号子ども」という。）及び支援法第19条第1項第3号の子ども（以下「3号子ども」という。）については、支援法第42条の規定により、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。
- 4 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。
- 5 退園又は休園しようとする1号子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。
- 6 当園の利用2号子ども及び3号子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。
- (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取

り消したとき

- (2) 支給認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき。
- (3) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

(成績の評価)

第 14 条 満 3 歳以上の各学年の課程の修了は、園児の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(修了)

第 15 条 園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

(ほう賞)

第 16 条 心身の発達が著しく他の模範となる者は、これをほう賞する。

(緊急時等における対応方法)

- 第 17 条 当園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。
- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、武雄市未来課及び佐賀県担当課及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
  - 3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 18 条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施し記録を残し必要に応じ改善を行い実施する。

(虐待の防止のための措置)

第 19 条 当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施



(4) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 同条第1項第2号における虐待等の行為とは、市運営基準条例第25条に規定する行為をいう。
- 3 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、各市町村担当課及び、こども家庭支援課・児童相談所等適切な機関に通告する。

(苦情対応)

- 第20条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。
- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
  - 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(安全対策と事故防止)

- 第21条 当園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。
- 2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
  - 3 当園は、認定こども園武雄くらは園除去食及びアレルギー対応マニュアルに基づき、適切な対応に努める。
  - 4 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
  - 5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、各市町村関係機関課に速やかに報告指示を受ける。（当園緊急連絡マニュアルに基づく）

(健康管理・衛生管理)

- 第22条 当園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施する。
- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(保護者に対する支援)

第23条 当園は、しょうがいや発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう助言や支援を行う。

2 当園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(業務の質の評価)

第24条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第117号）に基づき、本園が定める保育過程に沿って保育を提供する。また定期的に教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指す。

2 保育教諭等の自己評価及び保育園の自己評価については、年1回は行い、認定こども園の自己評価については、その結果を公表する。

(秘密の保持)

第25条 当園の職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持する。

2 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。

3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。

4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第26条 当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

(1) 教育・保育の実施に当たっての計画 5年間保存

(2) 提供した教育・保育に係る提供記録 5年間保存

(3) 市町村への通知に係る記録 5年間保存

(4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録 5年間保存

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 5年間保存

(6) 保育所児童保育要録・幼稚園幼児指導要録

当該児童が小学校を卒業するまでの間保存

(学籍に関する記録については20年間保存)

## 附則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

平成28年4月1日一部改正、別表1 給食費

平成28年4月1日 別表2 備え付けの帳簿等及び保存年限

平成30年4月1日 改定 幼保連携型認定こども園移行の為

別表1 教育・保育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められる利用者負担

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
入園時のみ 年間事務・施設維持費	1号認定者対象（入園時）事務。施設管理等（年1回）	年額 15,000円
2年目以降 年間事務・施設維持費	2年目以降事務及び施設維持管理等（年1回）	年額 5,000円

別表2 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
給食（副食）費用	1号認定こどもにかかる給食費（毎月）	月額 5,000円
諸管理費	個人月刊誌、保険料（日本スポーツ振興センター個人分）、写真代、園外保育バス代、	月額 1,500円
バス利用者（利用者）	燃料及び月齢別チャイルドシート 安全対策・保険等・	月額 2,000円 申し込み時 2,000円